

令和2年11月12日

環境生活総務課 消費とくらしの安全室

TEL 0852-22-5103

FAX 0852-32-5918

住宅屋根等塗装事業者に対する行政処分について

島根県は、令和2年11月11日付けで、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第7条第1項の規定に基づき、業務を改善するよう指示しました。

1 被処分者

- (1) 名称 尾崎塗装
- (2) 氏名 尾崎 其治（おざき ともはる）
- (3) 住所 松江市浜乃木

2 取引形態 訪問販売（住宅屋根・壁塗装に係る役務の提供）

3 処分（指示）の内容（効力は島根県内に限る）

訪問販売により役務提供契約を締結したときは、特定商取引法第5条第1項の定めに従い、特定商取引に関する法律施行規則に定めるところによる書面（以下「契約書面」という。）を役務の提供を受ける者に遅滞なく交付すること。

4 処分（指示）の原因となる事実

被処分者は、令和元年7月及び同年9月に松江市内の個人宅を訪問し、外壁等塗装に係る役務提供契約を締結した際、役務の提供を受ける者に交付すべき契約書面を交付しなかった。

この行為は、特定商取引法第5条第1項の規定に違反する。